

令和 8 (2026) 年度第 2 回栃木県大規模小売店舗立地審議会議事録

I 開催日時 令和 8 (2026) 年 7 月 28 日 (火) 午後 2 時～午後 3 時

II 開催方法 本館 9 階会議室 3

III 議事日程

1 開会

2 議題

(1) 審議事項

①「(仮称) 小山栗宮複合計画」の新設届出について (小山市)

②「スーパーセンタートライアル氏家さくら店」の新設届出について (さくら市)

(2) 報告事項

大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

3 閉会

IV 出席者

〔委員〕 青山直子、長田哲平、高梨弘幸、竹久保洋、福田宏子、松本泰尚、
山口早紀 以上 7 名

〔事務局〕 経営支援課 高林課長、横山課長補佐 (総括)、佐藤課長補佐 (商業活性化担当)、三宅主事、石崎主事
小山市 商業観光課 森泉係長、大塚主査

V 議事の経過

午後 2 時、司会の佐藤課長補佐が開会を宣言し、本日の審議会は委員 7 人が出席し、栃木県大規模小売店舗立地審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、有効に成立する旨報告があった。

会長から、議事録署名人として松本委員と山口委員が指名され、議事に入った。

議題 1 審議事項①の「(仮称) 小山栗宮複合計画の新設届出」について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、以下のような意見があった。

委員 : 意見なし。

委員 : 交通に関して、意見なし。

委員 : 駐車場における騒音の低減と地球温暖化防止のため、来客に対して看板などでアイドリングストップへの協力を周知していただきたい。

委員 : 意見なし。

委員 : 意見なし。

委員 : 栃木県青少年健全育成条例に対し、深夜徘徊等ないよう営業終了後は利用規制するとあるが、利用規制とは具体的に何を行うのか。

事務局 : 適宜従業員等が駐車場を巡回し、青少年の徘徊やたむろ等がないように対策を行う。

委員 : 24 時間営業ということで、出店するテナントの業種によっては青少年がたむろするような環境になり得るので、徹底して対策を行っていただきたい。

委員 : 区画整理の途中であり、これから周辺に建物が建ってくると想定されるが、今後騒音の関係で周辺住民から意見等があった際には対応いただきたい。

その後、本件については「意見なしとする」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題１ 審議事項②の「スーパーセンタートライアル氏家さくら店の新設届出」について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、以下のような意見があった。

委員 : 計画地の出入口①、②の向かい側に保育園があるが、保育園の送迎時間帯である特に夕方では保育園からの入出庫が多いことが予想される。渋滞や事故の防止のため、現時点で検討している対策があれば教えていただきたい。

事務局 : 保育園の送迎車の入出庫を妨げないように、出入口①では右折入場を禁止し、出入口②にて右折入場を行うように、チラシやホームページ等で誘導経路を案内する。また、交通整理員を適宜配置し、来客への経路の周知や誘導を行う。

委員 : 交差点については特段問題なし。関係各課との調整により入出庫動線については整理されていると思うが、駐車場への出入りの原則である「左折入場・左折出場」とはならないので注意いただきたい。また、店舗計画地は国道293号沿いにあるため、右折入出庫が常態化しないように注意いただきたい。

委員 : 駐車場内を徐行運転するよう、看板設置や店内アナウンスによって来店客へ配慮を訴えるとあるが、実際の騒音予測では自動車走行速度を20km/hから10km/hへ下げているので、看板の表示は徐行運転ではなく、具体的な制限速度を示していただきたい。

委員 : 照明に関する配慮にて、照明光が周辺施設へ差し込まないようにするとあるが、周辺施設のみならず周辺の住居にも配慮いただきたい。

委員 : 意見なし。

委員 : 24 時間営業のスーパーであり、青少年が駐車場等にたまりやすい環境と思われるので、対策を徹底していただきたい。また、犯罪等が発生し警察車両が出動した場合、周辺住民に不安を与えるおそれがあることから、防犯対策も十分に講じていただきたい。

委員 : 店舗周辺地は傾斜があるが、雨水排水の処理方法はどのようになっているか。

事務局 : 開発許可に基づき、市や県と協議の上、調整池や浸透層を3か所設置し、地下貯留を行う。

委員 : 関係各課との協議において、騒音に関してより一層対策を行うべきであると指導事項があったが、何か地元住民から意見等があったのか。

事務局 : 住民説明会において意見質問は出ておらず、市にも意見等は出ていない。

次に、議題２ 報告事項の「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明が行われたが、特に質疑応答はなかった。

その後、会長から本日の会議の終了が宣せられ、午後3時に審議会は終了した。